

「香川県がん検診受診率向上プロジェクト」協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県がん検診受診率向上プロジェクト推進企業グループ（以下「乙」という。）は、甲が策定した「香川県がん対策推進計画」の目標達成を目指し、協働した取組を進めることについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙が、がん予防の普及啓発の充実及びがん検診の受診率の向上に向けた取組（以下「本プロジェクト」という。）を協働で進めることにより、がんの早期発見・早期治療の推進に資することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（プロジェクトの内容及び実施方法）

第2条 本プロジェクトは、県民に対して、がん予防の普及啓発及びがん検診の受診勧奨を推進するものとし、具体的な内容及び実施方法は、甲乙が協議の上、別途取り決める。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から平成22年3月31日までとし、期間の満了1カ月前までに、甲乙いずれからも文書による申出がない場合は、1年間有効期間を延長し、その後も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲乙は当事者間の協議により、本協定を解除することができる。

（守秘義務）

第5条 甲乙は、本プロジェクトの実施により知り得た他の当事者の秘密を、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示しない。

（協議）

第6条 本協定に関して疑義及び本協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成21年8月25日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号

香川県

香川県知事

眞鍋武紀

乙 香川県がん検診受診率向上プロジェクト推進企業グループ 代表

東京都千代田区丸の内1丁目2番1号

東京海上日動火災保険株式会社

常務執行役員 上月和夫

（備考）